

職員の懲戒処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を発令しました。

記

被 処 分 者	(1) 氏 名 (2) 所 属 自動車部梅津営業所 (3) 年齢・性別 44 歳・男性 (4) 職 種 運転士
処分発令日	令和 8 年 6 月 12 日
処 分 内 容	停職 6 月
事 案 概 要	<p>被処分者は、少なくとも、令和 3 年 12 月から令和 7 年 5 月までの間、知人女性との性的な動画を共同してインターネット上の有料サイトに投稿し、6,105,709 円の収益を得ていた。</p> <p>被処分者は、病気休務及び病気休職の期間中（令和 4 年 2 月 15 日から令和 5 年 2 月 28 日及び令和 6 年 4 月 23 日から令和 7 年 3 月 31 日）においても、上記行為を行っていた。</p>